



## 台湾における新型コロナウイルス感染症対策をめぐる法整備の現状(2) ～定時株主総会の開催について～

執筆者：孫 櫻倩、呉 怡箴、陳 芋汝

※本ニューズレターは2020年5月6日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

### 1. はじめに

台湾では現在、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症(以下「本感染症」といいます。)対策本部である感染症指揮センター(以下「指揮センター」といいます。)が2020年3月25日に、屋内で100人、屋外で500人を超える規模のイベントの開催自粛を呼び掛けたことを受け、大型イベントが次々と延期または中止となっています。こうした中、株式会社が法に基づき開催を義務付けられている定時株主総会についても、これをどのように執り行うべきか問題となりますところ、台湾の主務官庁は、現行の法令規定を柔軟に運用することを公表し、また株主総会の会場での感染予防策の強化を呼び掛けることで、各社における株主総会準備作業を後押ししています。そこで本稿ではその内容につき、紹介してまいります。

なお、台湾における株式会社は法の枠組みに基づき、株式公開発行会社と株式非公開発行会社に分類され、それぞれ遵守すべき法規と主務官庁が異なります<sup>1</sup>。そのため以下では、定時株主総会の開催に関する要点と本感染症対策について、株式公開発行会社と株式非公開発行会社に分けて説明いたします。

<sup>1</sup> 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①Taiwan Stock Exchange における上場会社(中文では『上市公司』)、または②Taipei Exchange における(a)メインボード上場会社(中文では『上櫃公司』)若しくは(b)新興市場登録会社(中文では『興櫃公司』)を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。他方、株式非公開発行会社とは、株式公開発行会社以外の株式会社を指します。

台湾の会社法は企業組織に関する基本法であり、特に定めがない場合、株式非公開発行会社と株式公開発行会社の双方に適用されますが、これとは別途、株式公開発行会社については特別法である証券取引法(中文では『証券交易法』。以下「証取法」といいます。)の規定も適用されることとなります。なお、会社法および証取法に係る主務官庁は、それぞれ經濟部(日本の経済産業省に相当します。)および金融監督管理委員会(日本の金融監督庁に相当します。以下「金管会」といいます。)であり、異なるという点にもご留意ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. 定時株主総会の開催に関する要点と感染症対策

### (1) 開催期限について

#### ① 株式非公開発行会社の場合

台湾会社法 170 条 2 項本文の定めによれば、株式会社は毎会計年度終了後 6 ヶ月以内に定時株主総会を開かなければなりません。もっとも、同項但書きにより、正当な事由に基づき主務官庁に申請を行い許可された場合は、この限りではないとされています。ちなみに、台湾における事業会計年度は商業会計法 6 条の規定により、原則として、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで(暦年制)とされています<sup>2</sup>。このため、台湾ではほとんどの株式会社において、毎年 5 月から 6 月末までの間に定時株主総会を開催するのが通例となっています。

この点、会社法に係る主務官庁にあたる経済部は、本感染症流行の状況を受け、新たに同法 170 条 2 項の法令解釈に関する行政通達を出しました。それによれば、本感染症の感染予防のため定時株主総会の開催が困難となる場合、そのことを会社法 170 条 2 項但書きにいう「正当な事由」として認め、会社は主務官庁に対し定時株主総会開催の延期を申請できる旨が明示されました<sup>3</sup>。ただし、現行の会社法の下では、経済部にて公告またはその他の方式により前述した法定開催期限を一律に延長できるわけではなく、株主総会の開催を延期する必要がある会社が個別に主務官庁に申請を行い、その許可を得なければならないという建付け自体は不変であるという点に、注意が必要です<sup>4</sup>。

#### ② 株式公開発行会社の場合

他方、経済部が前述の法令解釈を出した会社法 170 条 2 項但書きの規定は、証取法 36 条 7 項によれば、Taiwan Stock Exchange(以下「TWSE」といいます。)または Taipei Exchange(以下「TPEX」といいます。)において株式を上場または登録している会社には適用されない旨が定められています。そのため、これらの株式公開発行会社については、定時株主総会の開催の延期申請を行うことはできず、依然として会計年度終了後 6 ヶ月以内に定時株主総会を開催しなければならないこととなります。なお、上記会社以外の株式公開発行会社については、証取法によっても会社法 170 条 2 項但書きに関する適用除外規定は定められていないため、前述の経済部による通達も受け、会社法に基づき定時株主総会の開催の延期申請を行うことが可能であると考えられます。

### (2) 開催方法について

#### ① 株式非公開発行会社の場合

会社法 172 条の 2 第 1 項によれば、株式非公開発行会社については、テレビ会議方式にて株主総会を開催する方法を採ることも可能ですが、そのためには、その旨を定款において予め定めておかなければなりません。このため、当該定めを定款において設けていない株式非公開発行会社については、本感染症対策が求められる 2020 年の定時株主総会についても、従前通り物理的に株主が一堂に参集する形で開催する必要があります。なおその場合、次回以降の株主総会の開催時のことも想定し、株主総会の開催方法としてテレビ会議方式を選択肢に加える定款変更案をこの機に議案に加え、決議をはかれることもお薦めいたします。

<sup>2</sup> ただし、従来からの商習慣または営業上の季節性要因等による特殊事情に基づきその変更を要する場合は、会社所在地を所管する税務当局に申請を行い、許可を得た上で、事業会計年度の始期と終期を変更することも認められます。日本の会社の台湾子会社の場合、税務当局に申請を行った上で、親会社に合わせ、事業会計年度の始期および終期を例えばそれぞれ毎年 4 月 1 日および 3 月 31 日とする形に変更している例も存しますが、商業会計法 6 条の規定に基づく原則通りの事業会計年度(暦年制)を採用している例の方が一般的であるといえます。

<sup>3</sup> 経済部による 2020 年 4 月 16 日付経商字第 10902015230 号通達。

<sup>4</sup> これとは対照的に、たとえば租税徴収法(中文では『税捐稽徴法』)10 条では、天災地変等により法定期限までに納税ができない場合、税務機関が実際の状況に照らし、その納付期限の延長を公告する旨が法律の条文自体に定められているため、同法に係る主務官庁にあたる財政部は、今般の本感染症の流行拡大の事態を受け、当該条文規定を根拠として、2019 年度の総合所得税および営利事業所得税(それぞれ、日本における個人所得税および法人税に相当します。)の申告期間を、一律で 1 ヶ月間延長(本来であれば 2020 年 5 月 1 日から同 6 月 1 日までが申告期間となるところ、その期限を同 6 月 30 日まで延長)すると公告しました。

② 株式公開発行会社の場合

他方、現行法の下、株式公開発行会社によるテレビ会議方式での株主総会の開催は認められていません。よって、株式公開発行会社については、今後とも法改正がなされない限り、株主総会（2020年の定時株主総会を含みます。）に関しては従前通り物理的に株主が一堂に参集する形で開催する必要があると考えられます。

(3) 投票方法について

① 株式非公開発行会社の場合

株式非公開発行会社については、株主総会に際し、他の出席株主への委任による方法のほか、書面投票または電子投票による方法を採用することも認められています。書面投票または電子投票にて議決権を行使する株主は、株主総会の会場に物理的に参集せずとも、当該株主総会に自ら出席したものと法律によりみなされることとなります<sup>5</sup>。

② 株式公開発行会社の場合

証取法に係る主務官庁にあたる金管会による通達<sup>6</sup>によれば、TWSEにおいて株式を上場している会社またはTPEXにおけるメインボード上場会社については、そもそも2018年1月1日以降、電子投票による方法を議決権行使の手段の一つにしなければならない旨が一律に定められています。その上で、特に本感染症の流行を受け、株主総会開催会場への来場者の集中による感染拡大をできるだけ抑える目的で、金管会およびこれらの会社は現在、各株主に対し電子投票による方法を採用することを積極的に推奨しています。なお、上記以外の株式公開発行会社については、前述した株式非公開発行会社の場合と同様に、書面または電子投票による方法を任意に採用し得ることとなります。

(4) 会場における感染症予防対策について

① 株式非公開発行会社の場合

本感染症の感染拡大予防のためには、物理的に株主総会を開催するにあたり、当日の開催会場におけるレイアウトと人の流れをコントロールすることが極めて重要となります。この点、会社法の主務官庁にあたる経済部からは2020年5月6日時点において特に指針は発表されていませんが、指揮センターが「新型コロナ対策ガイドライン—公衆集会」<sup>7</sup>を公表済みですので、これに準じて行か、または後述する株式公開発行会社の場合の手法を参考として行わべきと考えられます。

② 株式公開発行会社の場合

金管会による通達<sup>8</sup>によれば、2020年4月20日以降指揮センターの解散日まで、株式公開発行会社の株主は、株主総会の開催会場に入場する際にはマスクを着用しかつ体温測定に応じなければなりません。また、マスクを未着用であるとき、または体温測定で2度連続して発熱<sup>9</sup>が認められたときは、会場へ入ることを禁じられることとなります。

また、TWSE または TPEX において株式を上場または登録している会社については、金管会の指示を受け台湾集中保管結

<sup>5</sup> 会社法 177 条の 1 第 2 項本文。

<sup>6</sup> 金管会による 2017 年 1 月 18 日付金管証交字第 1060000381 号通達。

<sup>7</sup> 同ガイドラインによれば、イベントの主催者は、「事前に参加者の行動履歴など本感染症に関わる情報を把握できるか」、「会場の換気状況」、「参加者間の距離」、「開催期間中の参加者の位置が固定されるかどうか」、「開催期間の長さ」、および「開催期間中、参加者の手指の衛生維持とマスク着用を着実に実施できるか」の 6 項目を指標としてリスクを勘案の上、予定通りイベントを開催できるか否か決定すべきものとされています。その上で開催を決定した場合、主催者は事前に感染症予防対策計画を策定しなければならず、イベント期間中において感染予防衛生教育を強化し、個々人の衛生に対する意識を高めるとともに、スタッフの健康についてもモニタリングすることが求められます。なお、詳細については以下リンク参照。  
[https://www.cdc.gov.tw/File/Get/Ay6XnqRMRD\\_M\\_VsWZBIKDQ](https://www.cdc.gov.tw/File/Get/Ay6XnqRMRD_M_VsWZBIKDQ) (2020 年 4 月 22 日改訂版)

<sup>8</sup> 金管会による 2020 年 4 月 20 日付金管証交字第 10903618021 号通達。

<sup>9</sup> 「発熱」とは、額にかざす非接触式体温計で測定した体温が摂氏 37.5 度以上、耳式体温計で測定した体温が同 38 度以上である場合を指します。

算所<sup>10</sup>が公布した「感染症対策下の株主総会招集の手引き」<sup>11</sup>に従い、株主総会当日の会場設営等関連作業を進めるべきこととなります(なお、上記会社以外の株式公開発行会社についてもこれを参考にすることができます。)。同手引き上の重要なポイントとしては以下が挙げられます。

- (i) 株主総会開催通知において、株主の電子投票による議決権行使を推奨し、物理的に出席する場合は全行程マスクの着用等が必要となり、マスクを未着用であるまたは体温測定で2度連続して発熱が認められた場合、入場が禁じられる旨を明記する。
- (ii) 株主およびスタッフはすべて首尾一貫してマスクを着用する。
- (iii) 座席は市松模様のように前後左右1席ずつ空席とするか、座席自体の間隔を空けるか、または可能な限り1メートル以上の距離を置くように配置する。
- (iv) 議長または司会者は株主に対し、感染症拡大防止のため、議事進行に影響のない範囲で発言はなるべく簡潔に行うよう求める。
- (v) 受付、入場、退場の動線を適切に設定し、人の流れが滞留しないよう制御する。
- (vi) 受付および株主記念品の配布場所はそれぞれ別個に設置し、かつ適切な距離を保持できるよう配慮する。

### 3. まとめ

台湾の指揮センターおよび関係主務官庁は今後とも、本感染症の流行状況に応じ、随時関連規定や措置の見直しを行いその調整結果を公表する可能性があるため、現地でもこれから株主総会の集中期を迎える中、台湾に子会社や出資先となる会社をお持ちの日本の各社におかれましては、上記指揮センターおよび関係主務官庁の公表する最新情報にご注意いただくことをお勧めいたします。



孙 樱倩  
Sun Yuchen

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー\*  
西村朝日台湾法律事務所共同代表  
[i\\_sun@jurists.co.jp](mailto:i_sun@jurists.co.jp)

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



呉 怡箴  
Wu Yichen

西村あさひ法律事務所 台北事務所 フォーリンアトニー  
[i-chen.wu@jurists.jp](mailto:i-chen.wu@jurists.jp)

2009年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年台湾公認会計士試験合格、2006年米国公認会計士試験合格。2009-2018年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)ほかにて勤務。主にクロスボーダーM&A、台湾でのM&Aおよび投資プロジェクト等に関するリーガルサポートおよびアドバイスを得意とする。



陈 芊汝  
Chen Yenzhu

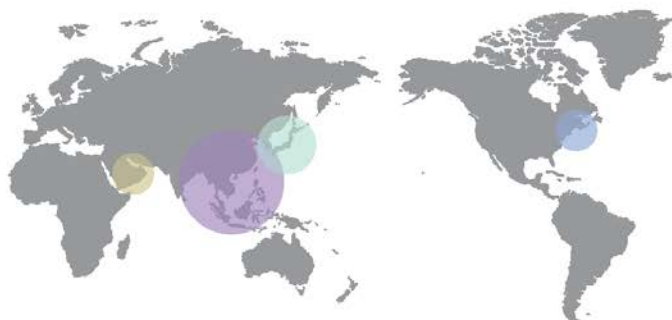
西村あさひ法律事務所 台北事務所 フォーリンアトニー  
[chien-ju.chen@jurists.jp](mailto:chien-ju.chen@jurists.jp)

2016年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2016-2018年泰鼎法律事務所(Titan Attorneys-at-Law, Taiwan)にて勤務。主に会社法および知的財産法に関連する商事法務を取り扱う。政府機関からの委託に基づく調査案件にも従事。

\* 外国法共同事業を営むものではありません。

<sup>10</sup> 台湾集中保管結算所(TDCC: Taiwan Depository & Clearing Corporation)は、有価証券保管振替業務、集中市場において売買される有価証券の受渡決済、株券電子化振替口座の登録、有価証券帳簿口座コンピューター処理、および金管会の委託に基づく株式事務の監査業務等を行う機関であり、日本の「証券保管振替機構」に相当します。

<sup>11</sup> 中文では『因應防疫召開股東會之作業指引』。



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

**西村朝日台湾法律事務所**  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。